

はじめに

貴金属、レアメタルを始めとする多種の金属資源大国である南アフリカにおいて、近年の金属価格高騰の恩恵を受け、鉱業分野の拡大基調は続き、鉱業生産、鉱山開発及び探鉱投資が大きな伸びを示している。

一方、民主政権が誕生した1994年以降、それまでのアパルトヘイト政策によって、歴史的に不利益を被ってきた南アフリカ人の社会的・経済的な権利を拡大するための「ブラック・エコノミック・エンパワーメント (BEE)」政策の下、広範囲かつ大規模な社会・経済の構造改革が進展中であり、同国の基幹産業である鉱業はその中心的、先導的な役割を担い、その産業構造、規制、税制は大きく変革されてきている。

今後、南アフリカの鉱業分野での投資を行うにあたっては、BEE政策に加え、2002年に制定された新鉱業法 (MPRD法) を始めとした関係法令を理解することが不可欠である。

JOGMECでは戦略投資環境調査事業の一環として、ロンドン事務所が現地コンサルタントの協力を得て、改革が進む南アフリカの投資環境調査を実施した。

1. 経済概況

1-1. 経済成長

2005年と2006年の経済成長は、それぞれ4.5%増、3.5%増であった。南アフリカ経済は1994年から年平均

均3.4%で成長を続けている。1998年の世界経済低迷以降は、2000年の4%超が示すように経済成長は回復している (図1)。

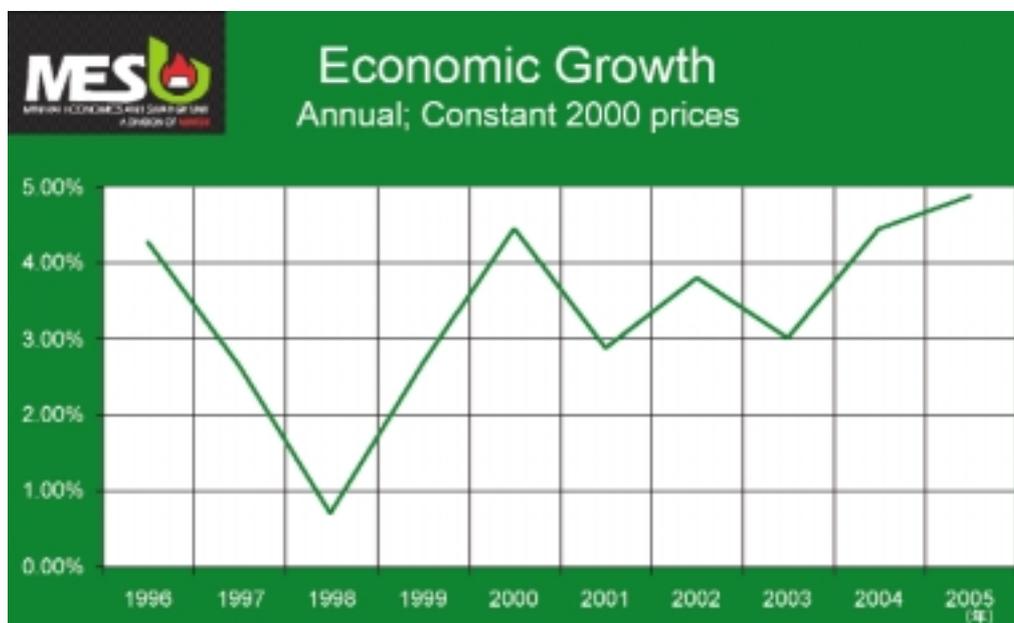


図1 南アフリカの経済成長率 (1996～2005年)

1-2. 貿易

南アフリカは、自由市場経済国であり、GDPに占める対外貿易のシェアが比較的高い。

南アフリカの貿易相手国上位4か国は、ドイツ、アメリカ合衆国、英国、日本と変動はないが、次いで中国が5番目に上がってきている。地域的には、EU諸国は依然として最大の貿易圏で、南アフリカの対外貿易額の40%に上る。次いで、Southern African Development Community (SADC：南部アフリカ開発共同体)との貿易は16%、North America Free Trade Area (NAFTA：北大西洋自由貿易地域)とは13%となる。

南アフリカは1994年から貿易関係正常化プロセスの一環として、一般貿易協定を多くの国と締結している。その中には前述のアメリカ合衆国、日本、EU、SADCなどが含まれる。

南アフリカの総輸出額(ZAR：ランドベース)は、2003年の10%超の下落以降、確実に増加している。輸出に比べると低レベルながらも、輸入も同様の傾向を示している。表1を見ると明らかだが、上位輸出品は鉱物関連品目で大きく占められており、上位10位中8品目までが鉱物関連品目となる。

表1 2006年 輸出額上位10品目 (ZARベース)

品 目	2006年(億ZAR)	2005年(億ZAR)
貨幣用金	317	277
瀝青炭	183	201
プラチナ(未加工又は粉末)	167	128
プラチナ(その他)	144	114
分離機(触媒コンバーターを含む)	142	99
自動車(排気量1,500cc以上)	137	144
フェロクロム(カーボン含有量4%以上)	111	90
ダイヤモンド(非・半加工品)	107	117
ロジウム(未加工、又は粉末)	97	41
石油(軽油、精製品)	72	92

2. 鉱業関連法

南アフリカの鉱業関連法令は、変革中である。アパルトヘイトの弊害の克服を、鉱業の産業構造の変革により実現することを目的として大規模な法律再編を行うためである。

いわゆる鉱業法に当たるものが、The Mineral and Petroleum Resources Development Act 2002 (MPRD法)で、実操業中の鉱山の衛生・安全に関する法律がThe Mine Health and Safety Act 1996である。その他、ロイヤルティに関する法律、鉱物資源の加工等による高付加価値化を促進する法律が、政府によって現在起草されている。

ここでは主にMPRD法(鉱業法)について述べる。

2-1. 鉱業政策の概要

1994年に誕生した本格的な議院制民主主義政府は、それまでの差別政策により大多数の国民の鉱業への参

入を締め出し自由市場システムによる効果的な機能を妨げていた従来の鉱業政策の見直しを余儀なくされた。

2004年5月、旧鉱業法は廃止され、アパルトヘイトの弊害を克服すべく立案されたMPRD法に置き換えられた。

2-2. The Mineral and Petroleum Resources Development Act (鉱物・石油資源開発法 2002：MPRD法)

MPRD法は2004年5月1日に公布された。この法の下で、旧鉱業法下での旧試掘・採掘権に対して「New Order Rights」と言われる、新たな鉱業権制度が導入された。旧鉱業法下での全ての権利は、MPRD法の施行後5年以内、すなわち2009年までに「New Order Rights」に転換される必要がある。

MPRD法においては、全ての鉱物の試掘、探鉱及び採掘の権利は、国家に帰属し、これら権利の取得等には、政府への直接申請を必要とする。旧鉱業法下では、鉱業権は個人的所有権であった。またMPRD法では、鉱業権保有者は、鉱山が立地する地域社会のみならず、鉱山の従業員が所属する地域社会に対しても、社会・経済的開発に貢献することを求められている。MPRD法の所管はDepartment of Minerals and Energy (DME：鉱物・エネルギー省)である。

MPRD法で定める各種権利・許可は、表2のとおり。

表2 MPRD法における各種鉱業権・許可区分

Reconnaissance Permit (予察調査許可)	予察調査作業のための土地に立ち入る許可
Technical co-operation Permit (技術協力調査許可)	技術協力調査を実施するための許可
Prospecting Right (試掘権: 鉱物資源)	鉱物資源の試掘の実施、及び調査中に発見した鉱物サンプルを移動、処理するための権利
Mining Right (採掘権: 鉱物資源)	鉱物資源の実際の採掘事業を操業する権利
Exploration Right (探鉱権: 石油資源)	石油資源の探鉱、及び調査中に発見した石油サンプルを移動、処理するための権利
Production Right (生産権: 石油資源)	石油資源の実際の生産事業を操業する権利
Retention Permit (保留許可)	試掘権保有者に対し、環境保全や、発見された鉱床の経済性の理由などのため、一時的に、作業、又は採掘段階への移行を停止する場合の権利の保留許可。期間は原則3年以内(更新は1回2年間まで)

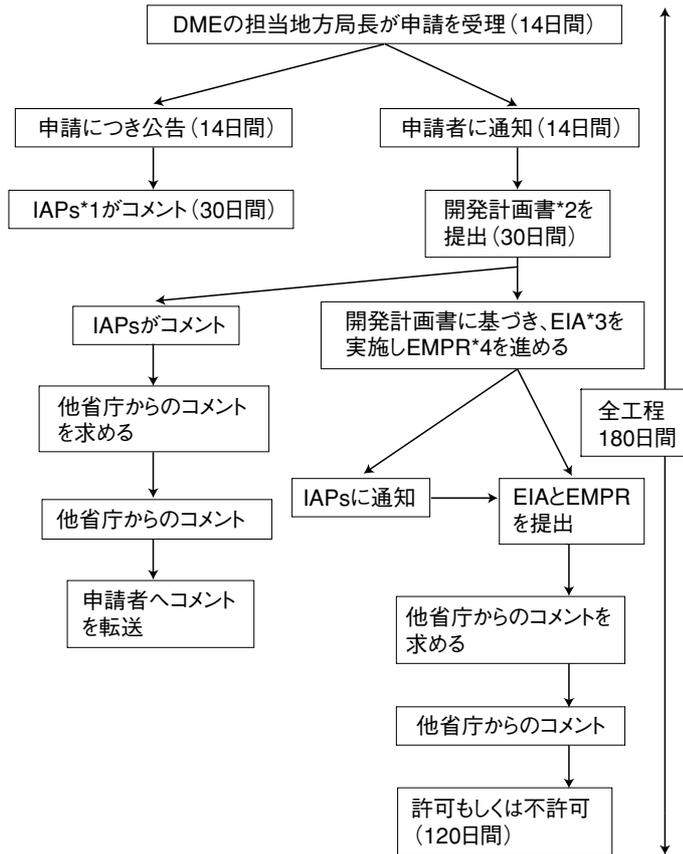
2-2-1. 試掘権の交付及び更新

MPRD法では、「use-it-or-lose-it」原則(未使用分は国家に帰属)が、試掘権を管理する上での基本コンセプトである。試掘権は最長8年間認められている。また、試掘が成功した場合には、試掘権から採掘権への速やかな転換が規定されている。

2-2-2. 採掘権の交付及び更新

MPRD法では、鉱山の事業規模を、大規模、小規模

に区分した上で、小規模事業には、面積 1.5ha 以下、鉱山ライフ 2 年以下の採掘許可を、大規模事業には鉱山の経済性が尽きるまで更新可能とした、採掘権を交付する旨、規定されている。また、鉱業権申請プロセスは図 2 のとおり。鉱業権申請手続きは最大で 180 営業日要する。



*1) IAPs: Interested & Affected Parties: 利害関係者

*2) 開発計画書: scoping report

*3) EIA: Environmental Impact Assessment: 環境影響評価(報告書)

*4) EMPR: Environmental Management Programme

図2 鉱業権申請プロセス (MPRD法第10項、第22項による)

2-2-3. 鉱業権に関する申請料・手数料

MPRD 法では、試掘権、採掘権に関する申請料、試掘権手数料（保有地面積、年数に応じて変わる）、環境保全のための保留手数料（年数に応じて変わる）、旧鉱業権から新鉱業権への転換する際の鉱業権転換申請料の料金が規定されている。

2-3. Mining Titles Registration Act (鉱業権登記法)

鉱業権登記法が、2003 年 11 月 26 日に公布された。これは旧登記法（1967 年）を改正したもので、MPRD 法の規定に基づく旧鉱業権抹消を含む鉱業所有権を証明し、所有権証明に関する正確な情報を確保することを目的としている。

2-4. The Precious Metal Act (PM 法：貴金属法)

PM 法は金、白金族金属、並びにこれらを含む鉱石を対象とし、これらの鉱種の下流部門での雇用機会の創出を促進させ、貴金属の高付加価値化を促進することを目的としている。

2-4-1. 精錬ライセンス (Refining Licence) の発行及び更新

精錬のために未加工貴金属（鉱石など）の取得、保有、売却を行うためには、それぞれの行為の許可を明記した精錬ライセンスを取得しなければならない。

精錬ライセンスは、PM 法の監督官と財務省との協議後に発行され、ライセンス期間は最長 30 年であり、更新可能である。ライセンスの発行を拒否された場合も、異議申し立てが可能である。ライセンス発行料は 1 万ランドとなる。また、ライセンスは認められた地域でのみ有効である。

2-4-2. 貴金属加工ライセンス (Precious Metal Beneficiation Licence) の発行及び更新

PM 法において、貴金属を加工し、付加価値化を図るため、貴金属加工ライセンスが導入された。このライセンスは最長 10 年間有効で、更新可能である。ライセンス発行を拒否された場合も、異議申し立てをすることができる。ライセンス発行料は 1,000 ランドとなる。このライセンス保有者は、一般的な企業会計に基づく会計帳簿の保管を求められている。

ライセンス保有者がその事業の譲渡、又は拡大を求める場合、新たなライセンスの認可が必要とされる。

これら 2 つのライセンス保有者は取引状況の登録が求められている。

2-5. 鉱業における水利規制

南アフリカの水利利用に関する規則は、植民地支配以前から 1994 年以降まで継続して展開されてきており、関連する法律は、最近まで、広域経済、南アフリカの社会・自然状況に対して影響を及ぼしてきた。Department of Water Affairs and Forestry (DWAF：水利・森林省) は、南アフリカの水資源の主たる管理者である。

2-5-1. 鉱業における水資源管理に関する基本法 (National Water Act of 1998 (Act 36 of 1998：水利法) 等)

水利法は南アフリカの水資源管理の基本法であり、水資源の保護、利用、開発、保全、管理、及び制御することを、基本目的としている。水資源の利用にライセンス取得を義務付けている。ライセンス取得が必要

な水利行為の中には、水源からの取水、貯水、水路の堰止、水路変更といった一般的なものの他、汚水の排出、水資源に有害な影響を及ぼす廃棄物投棄等、工業用、発電用排水の未（熱）処理排水などが含まれる。

また、水利法に基づく規則で鉱業を対象としたものに、Regulation on the usage of water for mining and related activities aimed at the protection of water resources（水資源保護を目的とした鉱業及び鉱業関連事業における水利用に関する規則）があり、そこでは、主に、水資源汚染防止を目的とした鉱業用地・鉱業用材料の制限、浄水と汚水の分離システム設置義務、水資源保護の義務、有毒物質のある鉱山への立入制限などが遵守すべき項目として挙げられている。

2-5-2. MPRD 法

水質汚染や他の環境影響などの環境保全については、MPRD 法でも厳格に規定されており、持続可能な開発原則に従った、鉱業活動実施の徹底を強調している。数ある原則の中には、汚染水と採鉱に関わる原則もあり、環境汚染及び廃棄物を最小限に止めることが求められている。

また MPRD 法に基づく規則として、Mineral and Petroleum Resources Development Regulations 527 of 2004（527 2004：鉱物と石油資源開発に関する規則。以下「MPRD 規則」）があり、そこでは、鉱業における全ての水利管理と汚染管理に水利法を適用すること、水管理・汚染防止に関する環境評価を環境影響（EIA）報告書、環境管理プログラム（EMPR）に取り込むことが規定されている。

2-6. 外国資本投資への情報提供

DME には「資源開発の促進」部門があり、南アフリカ鉱業の世界的競争力の強化と共に、外国資本による投資を促進するための情報を、調査を通じて提供する責任を有している。また、詳細情報を記載した多種の報告書も定期的に無料出版している。その中には、1,130 社以上の鉱山企業、所持者の詳細情報と連絡先、鉱山のタイプと操業状況が記述されている。この他、南アフリカ鉱業の全体像を表すような名簿、鉱業に関する統計報告書を定期的に刊行している。

- 参照：<http://www.dme.gov.za/minerals/documents.stm>

2-7. 資本参加、ジョイント・ベンチャーに関する規制

企業の資本参加、ジョイント・ベンチャーは特別な法の支配を受けず契約法の一般原則などに従う。これらの契約形態自体は課税対象ではなく、利益分配に対して、個々に課税されるのみである。

2-8. 貿易に関する規則・管理

南アフリカの輸出入品は、Customs and Excise Act（関税及び間接税に関する法）及び Import and Export Control Act（輸出入管理法）によって管理され、所管官庁は Department of Trade and Industry（DTI：貿易産業省）である。

南アフリカは Southern Africa Customs Union（SACU：南部アフリカ関税同盟）に加盟している。他の加盟国は、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランドである。SACU 加盟国間では、通関手続きを必要としない。SACU 地域内では共通関税と共通消費税を規定されており、その税収は各加盟国に分配される。南アフリカの関税と規則は、加盟国にも適用されるものとされる。

また、DTI は International Trade Administration（ITA：国際貿易機構）法で規定された輸出入許可に関して管理責任を負う。

2-8-1. 輸入管理

貿易産業大臣は、SACU 加盟国製品の保護、環境保全、安全性確保、国際協定の遵守などを目的として、特定品目について、輸入制限を課すことができる。

2-8-2. 輸出管理

鉱物、工業製品などを含む関税分類品目は、国内での高付加価値化および戦略物資・国家資産の保護などを目的として、輸出管理対象となる。鉱産物で輸出管理対象となるものは表3のとおり。

表3 輸出管理対象鉱産物

品 目	
リチウム鉱石	銅-錫ベース合金（青銅）
スグライト	銅-ニッケルベース合金
鉛鉱石、精鉱	銅-廃材、スクラップ
タングステン-鉱石、精鉱	ニッケル-廃材、スクラップ
モリブデン-鉱石、精鉱	アルミニウム-廃物、スクラップ
タンタル-鉱石、精鉱	鉛-インゴット
天然ガス プロパン	鉛-廃材、スクラップ
天然ガス ブタン	鉛-バー、ロッド、ワイヤー
鉄廃材、スクラップ	亜鉛-廃材、スクラップ
精錬銅-ワイヤー、ロッド	錫-廃材、スクラップ
精錬銅-ピレット	タングステン、及びその製品
精錬銅-その他	モリブデン、及びその製品
銅-亜鉛ベース合金（真ちゅう）	タンタル、及びその製品

輸出入業者は全て、South African Revenue Services（SARS：南アフリカ歳入局）へ登録する必要がある。

2-9. 労働関連法

アパルトヘイト後、労使関係の整備、労働基準策定、労働者への差別防止、労働者の技能向上を目的とした5つの労働関連法が制定された。鉱業においてもこれらの法律を遵守する必要がある。労働関連法の核とな

るのは、紛争解決システムである。このシステムは労使調停委員会、労働裁判所など公的機関などで運営されている。また、労働組合も認められており、鉱業分野では、National Union of Metalworkers of South Africa (NUMSA) がある。NUMSA は216,000人以上の組合員を擁し、南アフリカ鉱業界において特徴付けられるストライキを助長させている主要因ともなっている。

2-10. 鉱業における環境管理

MPRD法では、National Environmental Management Act 107, 1998 (NEM 法：環境管理法) の規定を引用して、試掘、採掘及び関連事業の全てに適用される環境管理に関する原則が導入されている。鉱業における環境管理については DME (鉱物・エネルギー省) が責任を負う。NEM 法は、MPRD 法の環境に関する規制の解釈、及び管理のためのガイドラインとして機能している。ここでは、持続可能な開発というコンセプトを、鉱業に調和させることを求めている。環境管理については MPRD 法、NEM 法の他、廃棄物、騒音、大気の管理に係る法律が関係する。

MPRD 法の主な規定は次のとおりである。

- ・試掘及び採掘事業による環境影響は、EIA (環境影響評価) の手続きを踏んで評価する必要がある。
- ・環境影響については義務事項としては、承認された EMPR (環境管理プログラム) と EMP (環境管理プラン) とが一致すること、予察調査、試掘、事業の統合管理を実施すること、自然の状態、又は予定されていた状態、あるいは持続可能な開発というコンセプトに基づいた土地利用による環境影響に対し、できる限り回復措置を施すことがある。
- ・鉱業権者は、事業の結果引き起こされた環境汚染に対して厳格な責任義務を負う。

2-11. 環境影響調査

南アフリカでも、鉱山開発の前段階で環境影響調査を実施し、環境に与える影響を最小限に止めることが求められている。環境影響調査の実施については MPRD 法に規定されている。MPRD 法では、NEM 法の規定を引用して、試掘、採掘及び関連事業の全てに適用される環境管理に関する原則が導入されている。環境影響調査の手続きとしては、前述の図のとおりであり、さらに採掘権が許可を受けた後は環境管理プラン (Environmental Management Plan : EMP) の提出が義務づけられている。

2-11-1. 開発計画書 (スコーピング・レポート)

採掘権申請に関わる開発計画書に含まれるべき主な必要事項は次のとおり。

- ・開発前の環境状態を記述すること。
- ・予期される環境・社会・文化的影響を明らかにして記述すること。

- ・土地使用の正当性や開発の代案、他の方法で実施できない理由を記述すること。
- ・事業を計画・開発するための、最適な方法について記述すること。
- ・利害関係者などの見解を記述すること。

2-11-2. 環境影響評価 (EIA) 報告書

EIA 報告書に含まれるべき主な必要事項は次のとおり。

- ・申請した事業及び代替地利用・開発による影響、蓄積する影響をも含む環境影響の評価
- ・事業が引き起こす可能性のある環境・社会・文化的影響の種類、範囲、期間、確率と重要性の評価
- ・申請した事業による重大な影響を緩和する、適切な対策の決定

2-11-3. 環境管理プログラム (Environmental Management Programme : EMPR)

EMPR の実施要綱には次の要素を入れなければならない。

- ・事業の段階ごとに、環境影響、社会・経済的状況と歴史・文化的見地のそれぞれについて選択できる適切な技術と管理についての記述
- ・目的と明確な最終目的に到達する活動計画には、環境影響、社会・経済的状況や歴史・文化的見地に対して、予防、管理と救済の緩和対策実施を確約する活動予定表を含める必要がある。
- ・環境への応急対策や救済処置に関連する手続き
- ・計画された監視と EMPR 実施に対する評価
- ・EMPR 実施に関わる財政的準備
- ・環境認識計画

2-11-4. 環境管理プラン (Environmental Management Plan : EMP)

EMP は、DME などの管轄省庁が規定する基準の書式に厳密に従い、次の要素を入れなければならない。

- ・事業による影響が予想されそうな環境の記述
- ・事業によって引き起こされる可能性のある環境、社会経済状態、文化遺産に及ぼす影響の評価、さらに影響が重大な場合、影響・不利益を最小限に抑えるための緩和策と対策
- ・EMP 実施に関わる財政的準備
- ・鉱山閉鎖と環境目的
- ・公共への関与に関する記録

3. 税制及び金融制度

南アフリカの税制は、多種多様な税金が設定され、制度変更が頻発するため、外国人投資家の混乱を招き易くなっている。

おもな鉱業に関連する主な課税制度としては、Corporate Tax (法人税)、ロイヤルティ、所得税、付加価値税 (VAT)、キャピタルゲイン税があり、これ

らについては、一部、所得税控除、資本支出控除、試掘控除といった控除が認められている。さらに、鉱業による環境変化からの回復のための準備資金制度というべき環境基金がある。

また、南アフリカ通貨ランドは、変動為替通貨であり、南アフリカ準備銀行は、短期間で過度の為替相場変動を收拾するため、外国為替市場に介入する権利を有する。

3-1. Corporate Tax (法人税)

南アフリカでの法人税の基本税率は企業の総所得に対して30%で、政策上、法人税負担総額はGDPの25%を超えない範囲とされる。

金採掘以外の収入は一定税率：30%で課税されるのに対して、金採掘収入には利益率による算定式により課税され、最高で税率45%となる。この基本税率に加えてSTC (Secondary Tax on Companies) が、企業によって申告された純配当利益額に対して課せられる。金採掘企業はSTCの免除を受けることができる。

3-2. ロイヤルティ税制

MPRD法は鉱業権を国の管理下に据え、担当大臣が認可した様々な形式の権利保有者に対し、「規定された国家へのロイヤルティ」の支払が規定されている。

2006年10月発表されたロイヤルティ税率は表4のとおり。

表4 ロイヤルティ税率(2006年10月発表)

グループ	鉱物資源	未精製品率 (%)	精製品率 (%)
1	ダイヤモンドなどの貴石類の未研・原石	5	
2	アスベスト、バーミキュライト、方解石、花崗岩、大理石など	1	
3	マグネサイト、フリント・クレイ、カオリンなど	0.5	
4	石灰石、ドロマイト、珪岩、片岩など	0	
5	PGM	6	3
6	クロム、マンガン、シリコン、バナジウム、鉄、コバルト、銅、ニッケル、鉛、亜鉛、アンチモニー、錫	4	2
7	イルメナイト、ルチル、ジルコン	3	2
8	金、銀	3	1.5
9	石炭-灰分15%以上	1	
	石炭-灰分15%未満	3	
10	石油・天然ガス-水深500m以深からの生産	1.5	
	石油・天然ガス-上記以外からの生産	3	
11	ウラン-酸化ウラン(イエローケーキ)、六フッ化ウラン	1.5	
	ウラン-精鉱	3	

3-3. 個人所得税

個人所得税は、課税対象所得に対する累進課税となっている。2006/07課税年度での課税率は18%から段階的に上がり、最高課税率は40%で、年収が40万ランドを超える場合の課税所得に課せられる。

3-4. 付加価値税 (VAT)

南アフリカにおける主要な間接税はVAT(付加価値

税)である。現在、VATの基本税率は14%である。事業を実施し、年額300,000ランドを超える「課税品」を生産・供給している者は、外国企業も含めVAT法により、売主として登録することが義務付けられる。

輸出品は非課税となっており鉱山企業の輸出売上も非課税となり、鉱山企業が支払った仕入税が還付される権利が与えられている。

3-5. キャピタルゲイン税

資産の処分などから発生する純資産利益には、2001年10月1日から、キャピタルゲイン税が課せられることになった。純資産利益は所得税上の納税者の総所得に含まれる。資産損失は資産利益から控除可能で、次課税年度に繰越ができる。

課税所得に組み込まれるキャピタルゲイン課税率は、個人、特別信託、及び保険会社の個人保険資金で25%、その他の納税者である企業、非公開企業や、事業信託、ファミリー信託などについては50%である。

3-6. 環境基金

MPRD法に規定されているとおり、鉱業活動で損害を受けた土地と環境の回復に対して、財政的準備を行うことが、鉱山企業には必要不可欠である。財政的準備の具体的な方法としては、所得税法で規定された専用信託への出資の同意、銀行・金融機関による保証、基金への資金預託が規定されている。財政的準備についてはEMPRやEMPに基づき、以下の項目に要する費用も明記すべきと規定されている。

- ・閉山後の、該当地域の回復処置、大気汚染及び水・土壌汚染の予防・管理
- ・鉱山の廃止、及び操業の最終的閉鎖
- ・残留物や潜在する環境影響の閉鎖後の管理

4. Black Economic Empowerment (BEE) 政策

1994年以前のアパルトヘイト政府は、アフリカ人などの有色人種を、国の経済活動への参入から組織的に排斥し、人種差別により、技能向上や自営についても制限していた。

これに対して、新南アフリカ政府は、長期間排斥されてきた人々(HDI's :

Historically disadvantaged individuals、歴史的被不利者)を経済活動の主流に引き入れることに着手し、Broad-based Black Economic Empowerment(BEE政策)という名の政策が創設・採択した。所管はDepartment of Trade and Industry(DTI:貿易産業省)である。

BEEの目的は、南アフリカの経済的構造改革により、国家経済を経営、所有、支配する黒人の数を大幅に増

大させ、同時に所得格差を減少させる役割を果たすものである。

また、「Broad-based BEE」は、BEEの対象を経済的弱者である、女性、労働者層、若年層、障害者、及び過疎地域居住者も含め拡大したものである。

4-1. 関連法令

BEEに関連する主な法令は、平等促進法、身分・地位保障の拡大法、地権の回復法、雇用平等法、競争法であり、これらの法令では、黒人起業家への財政支援に焦点を当てた小規模事業の開発・促進、黒人が所有・経営する事業を競争から除外し競争力の強化を奨励すること、就労におけるあらゆる不平等な差別待遇を撤廃すること、従業員50人以上の企業に対し黒人などを全職種・組織に亘り積極的に雇用することが規定されている。

4-2. Broad Based BEE 法 (BEE 法)

BEE政策を推進するため Broad Based BEE 法が2003年に交付された。その主な目的は以下のとおり。

- ・経済活動への黒人などの参入を可能にするために、経済構造改革を推進させること
- ・所有権、組織構造、及び熟練職種における、人種構成の実質的な変革を達成すること
- ・女性を含む黒人などが、経済活動、インフラストラクチャー、職業訓練に参加、アクセスできる機会を増大させること
- ・持続可能な開発と全体の繁栄のため、黒人などの経済活動への参加を導く、投資計画を推奨すること

BEE政策推進のために、政府は、奨励金、支援金の拡大など、新たな奨励策と事業支援策を打ち出している。DTIは、企業が達成すべきBEE活動の進捗状況を評価するために、「スコアカード」を採用している。

4-3. Broad-Based Socio-Economic Empowerment Charter for The South African Mining Industry (鉱業分野におけるBEE憲章)

本憲章ではBEEについての南アフリカ鉱業の現状を以下のとおり認識している。

- ・鉱業界は、BEEを含む一連の構造改革を推進するために、積極的戦略を採用することを表明している。
- ・MPRD法は、HDI'sが、鉱業に参入する機会、鉱業による利益を獲得する機会を拡大することを目的に掲げている。
- ・HDI'sが鉱業に参入する際の障壁の一つとして、関連技能の欠如が明らかとなった。

鉱業分野での平等雇用は、他の産業に比べて遅延している。

これらの現状認識を踏まえて、憲章は以下の目標を掲げている。

- ・南アフリカ国民に対する、鉱物資源への平等なアクセスの奨励
- ・女性を含むHDI'sが、鉱業への参入、鉱業による利益を獲得するための機会の拡大
- ・鉱山地区及び労働者を供給する地域に対する、雇用促進及び社会・経済的福祉事業の促進
- ・南アフリカ産物の高付加価値化の促進

5. 南アフリカ鉱業の概要

5-1. 鉱物資源の埋蔵量、生産量

南アフリカの白金族金属 (PGM)、マンガン、クロム鉱石、金、アルミノ珪酸塩、並びにバナジウム資源埋蔵量は、世界最大を誇る (表5)。世界第2位の資源としては、バーミキュライト、チタン鉱物、ジルコニウム鉱物がある。この他の重要な鉱物としてはウラン、石炭、ニッケル、アンチモン、リン酸塩岩、亜鉛などが挙げられる。世界経済の中にあって、南アフリカの鉱物資源は非常に重要な位置を占めている。

表5 南アフリカの鉱物資源

品目	埋蔵量シェア (%) (世界ランク)	生産量シェア (%) (世界ランク)
アルミノ珪酸塩	37.4 (1)	35.9 (1)
アンチモン	7.8 (4)	4.2 (3)
クロム	72.4 (1)	37.0 (1)
石炭	10.7 (5)	5.8 (6)
銅	2.0 (13)	1.1 (12)
フルオライト	18.2 (3)	6.8 (3)
金	46.1 (1)	15.8 (1)
鉄鉱石	0.9 (9)	3.5 (9)
鉛	2.3 (5)	2.7 (13)
マンガン	80.0 (1)	19.9 (1)
ニッケル	8.1 (6)	2.9 (11)
PGM	55.7 (1)	51.9 (1)
リン酸塩岩	7.0 (3)	1.7 (9)
チタン鉱物	19.8 (2)	16.4 (2)
ウラン	9.1 (4)	2.5 (9)
バナジウム	44.4 (1)	52.1 (1)
バーミキュライト	40.0 (2)	33.6 (1)
亜鉛	3.5 (5)	0.7 (25)
ジルコニウム	22.1 (2)	38.0 (2)

出典：DME

5-2. 鉱業の役割

5-2-1. 雇用

南アフリカの鉱業分野において約40万人が直接雇用され、他に約15万人が、鉱山への製品供給や、鉱山からの鉱産物を扱う関連産業で、間接的に雇用されている。その内訳は表6のとおりである。2005年においては、鉱業分野は、民間部門の非農業部門での雇用の8%を占めた。

2005年の鉱業分野での従業員報酬額 (賃金及び給付金等福利厚生費) は364億ランドで、国内の支払われた総報酬額の5.4%にあたる。

表6 鉱業分野の主要な雇用者数

分野	雇用者数
金	201,698
PGM	99,571
石炭	50,771
ダイヤモンド	16,294
銅	5,742
クロム	5,026
鉄鉱石	5,022
その他	23,028
合計	407,152

出典：Chamber of Mines of South Africa

5-2-2. 投資

2005年の南アフリカへの鉱業関連投資は南アフリカ全体で鉱業分野が占める割合は総固定資産投資の6.1%、総民間投資の8.5%であった。また、2005年末時点での鉱業関連株式は、Johannesburg Securities Exchange (JSE：ヨハネスブルグ証券取引所) 時価総額で1兆ランド、全体の29%を計上し、年間では約115億ランドが株式配当金として株主に支払われた。南アフリカ経済にとっての鉱業の重要性は、表7の経済指標のとおりである。

表7 南アフリカ国内経済における鉱業の経済指標(2005年)

GDP	699億ZAR
GDP比率	6.93%
総固定資本形成額 (GFCF)	118億ZAR
GFCF比率	6.12%
固定資本額 (FCS)	1,655億ZAR
FCSに対する比率	7.56%
鉱物資源輸出額	11,772億ZAR
輸出額比率	27.41%
雇用者数	407,152人
経済活動人口比率	3.20%
JSE市場資本総額(2006年12月)	35,000億ZAR
JSEにおける鉱業関連企業資本総額(2006年12月)	15,412億ZAR
JSE市場資本における比率	44.03%
鉱業におけるプロジェクト資本支出額(2006年承認ベース)	569億ZAR

5-2-3. 鉱業行政関連機関

鉱業行政の主管はDMEである。その他に鉱業行政に関連する主な公的機関は以下のとおり。

- ・ Council for Geoscience (CGS：地球科学委員会)：地質学的地図の作成と地球科学調査の責任を負い、地質学的情報の提供元でもある。
- ・ Council for Scientific and Industrial Research (CSIR：科学産業調査委員会)：鉱山産業、政府、労働者に対し南アフリカ鉱業の生産性を向上させる研究開発(R&D)を提供する。

5-3. 南アフリカの鉱物資源

南アフリカは多くの鉱物資源に恵まれ、世界埋蔵資源のうち、54%のPGM、40%の金、68%のクロマイ

トと80%のバナジウムなどを保有している。こうした資源は、始生代に形成された最古のグリーンストーンベルト中の鉱床から、現在、海岸線に見られる新生代の砂鉱床まで、Kaapvaalクラトンの形成を核とした、約38億年に及ぶ地質史により、南アフリカに形成されたものである。各年代ごとの主な鉱床は以下のとおり。

●始生代(25億年前以前)

Barberton 緑色岩帯中の金鉱床があり、これまで多数の鉱床が開発、生産されてきた。他に、銀、アンチモン、銅、亜鉛、滑石、水銀、マグネサイト、貴石なども含まれる。

また、Witwatersrand 超層群における堆積型鉱床は世界最大の金・ウラン鉱床である。

●原生代前期(25億年前～16億年前)

Transvaal 堆積盆地及び Griqualand West 堆積盆地に大規模な縞状鉄鉱床とマンガン鉱床がある。これは、世界の陸上のマンガン資源の80%以上を占めるKalahari マンガン鉱床群として知られる。

さらに、貫入岩体である Bushveld Complex におけるPGM、及びクロム資源埋蔵量は、世界埋蔵量のそれぞれ88%と68%を占めており、極めて重要な資源となっている。

●原生代中期(16億年前～9.5億年前)

Phalaborwa Complex はカーボナタイト複合岩体であり、Palabora 鉱山で銅が採掘されている。この複合岩体は、含チタン磁鉄鉱、ニッケル、鉛、セレン、テリウム、バデアイト(ZrO_2)、金、銀、希土類元素、ウラン、PGMを含有している。

●原生代後期(9.5億年前～4.5億年前)

Gariep 超層群及び Vanrhynsdorp 層群などが堆積したが、石灰石以外に経済的に重要な鉱物は含まれていない。

●古生代と中生代前期(4.5億年前～1.8億年前)

Cape 超層群と Natal 層群が堆積し、重要な鉱物としてダイヤモンド、石炭、シリカがある。

●中生代後期と新生代(1億8千万年前～現在)

Kalahari 及び Zululand 層群中の砂鉱床があり、イルメナイトとジルコンが採掘されている。

5-4. 鉱業投資動向

2005年の契約ベースの鉱業分野への投資額は549億ランドであり、その96%は鉱山・製錬所などの開発事業に、残りが鉱産物加工事業となる。金とプラチナのプロジェクトは、主要鉱物全体投資額の、それぞれ30%と66%となっている。さらに、計画ベースでの645億7千万ランドの投資が検討されている。その中

の鉱山・製錬所などの開発事業への608億5千ランドのうち、金が28%、プラチナが66%を占めている。

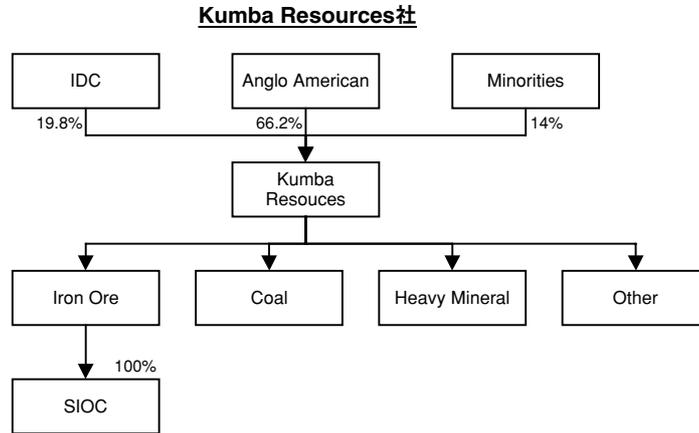
5-5. 鉱山企業におけるBEE資本化の事例

●Kumba Resources社の事例

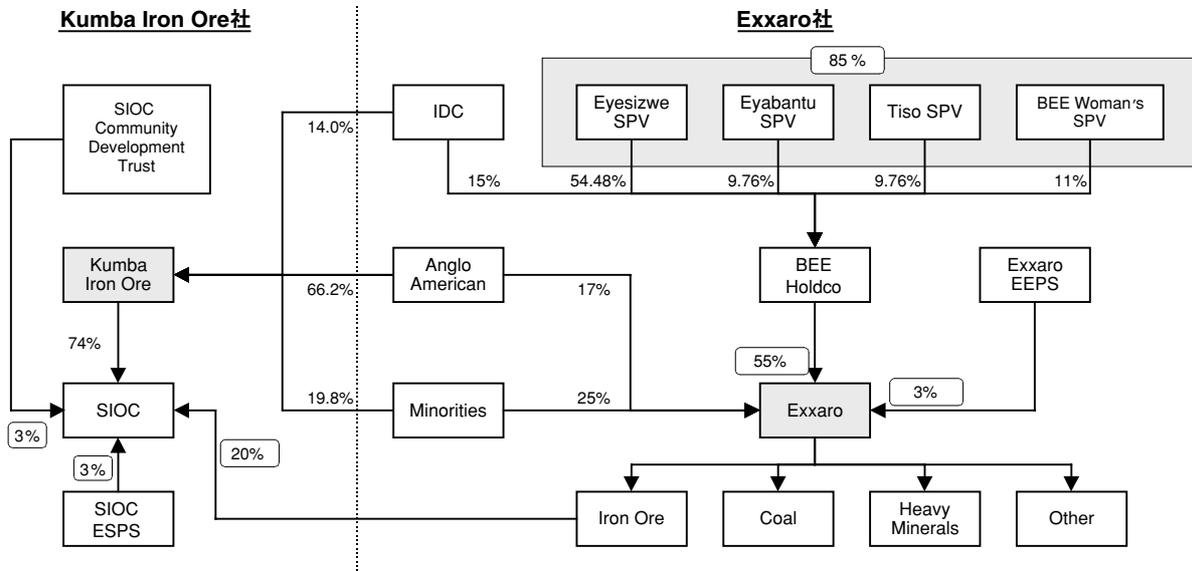
Anglo American社と、Kumba Resources社は、黒人による所有、統制、経営を行う最大の企業を160億ランドで設立するという大規模なBEE資本化を伴う事業再編を実施した。このBEE資本化は2006年11月に

完了しており、この結果、企業価値160億ランドの、フラッグシップとなるBEE鉱山企業Exxaro社が誕生した。Exxaro社は、その株式の55%を所有し、BEE Holdco社（Black-Controlled Company）を通じたBEEグループによって支配、経営される。また、Anglo American社は長期契約者として、Exxaro社の株主に残っている。BEE資本化前後のグループ構造は図3のとおり。

【 従 来 】



【 BEE資本化後 】



(注)
 ・各権益比率は発表当時（2005年10月）のものを記載し、各権益保持者は現在の名称を使用。
 ・略称：「ESPS」及び「EEPS」は従業員持株、「SPV」は資産証券化のための組織、「SIOC」はSishen Iron Ore社。
 ・☐はBEE資本分。

図3 Kumba Resources社のグループ構造

5-6. 鉱業分野の HIV・AIDS 問題

5-6-1. 概要

南アフリカの HIV・AIDS の経済への影響は増大傾向にあり、無視できない問題となっている。HIV・AIDS 問題による国内生産コストの上昇は、国際的な競争力の低下と、外貨不足につながる。コスト上昇は主に代替労働力の供給による。

HIV・AIDS の罹病率や死亡率増加は労働力の供給に影響を及ぼす。南アフリカは大量の失業者を抱えており、彼らを熟練度の比較的低い労働者への代替とすることは容易である。しかし、技能習得に時間を要するため企業にコスト負担を強いることになる。熟練度が高まるにつれ、代替の困難さ、コストは増大していく。また、企業にとり、労働者の医療費負担などの雇用関連費用が増大している。

5-6-2. 鉱業分野での HIV・AIDS 問題への取り組み

鉱業分野でのこの問題への取り組みの例として、Harmony 社の例を示す。

金生産大手 Harmony 社の従業員の推定 HIV・AIDS 罹患率は約 30% で、同社は、今後 15 年で対策費用が総雇用費用の 7.5% を占めるようになると予測している。2005 会計年度で HIV・AIDS 計画に 1 千万ランドを費やした。計画の内容は以下のとおり。

- ・ HIV・AIDS 感染予防教育の実施
- ・ 抗レトロウイルス治療の実施
- ・ 従業員への家庭レベルケア、病気退職制度の提供

この他の例として、De Beers 社でも、抗レトロウイルス治療、カウンセリング・診察センターの設置、感染予防教育グループの設置を行っており、AngloGold Ashanti 社には、感染予防教育、カウンセリング・診察センターの設置、健康管理、病気退職に関するプログラムがある。

おわりに

近年の金属市場価格の高騰により、南アフリカ鉱業への投資家の関心が高まっている。

しかし、南アフリカの鉱業は、オーストラリアやカナダのような資源国での成長率水準までには達しておらず、ランド高、新鉱業権への転換の遅延、法解釈の矛盾などが原因として挙げられる。

この観点から、新鉱業法 MPRD 法、過去の人種差別による弊害の解消を目的とした南アフリカ独特の BEE 政策に焦点を当て、投資環境の実態を明らかにした。南アフリカ鉱業に対する投資の一助となれば幸いである。

なお、詳細を含めた本調査結果は「南アフリカ共和国の投資環境調査 2006 年」として、2007 年度内に発行予定である。

(2007.10.2)